

No.	評価対象施策名	所管部局
2	ごみ・廃棄物対策	市民部

● 施策評価の実施（第3回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（所管部局から資料「施策評価調書」に基づき説明）

委員長 まず、施策目的については、ごみとし尿、浄化槽汚泥の適切な処理を行うことで、安全で、衛生的で快適な生活をするということと、そういった一般廃棄物の減量化をしたいということと、不法投棄を防止するということが、目的は明確かと思われます。

順番については御意見もあるかもしれませんが、施策目的について委員の皆様いかがでしょうか。

委員 一般廃棄物の収集運搬や処分の仕事は、許可などの資格が必要と思われませんが、業務を実施されている業者について、その辺りはしっかり更新や管理はされておられるのでしょうか。

また、委託先の7業者へ多額の金額を支払っておられますが、これは、合併前の旧町から同じ業者へ委託されているのでしょうか。

所管部局 ごみを集めて、クリーンセンターや最終処分場へ運搬を行う収集運搬業務は、旧町からの契約内容について、平成21年度に見直しを行い、契約内容の統一を図っています。

本業務は、私法上の契約ではなく公法上の契約ということになっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、ごみ処理ができない場合は行政の責任ということで、法律で経済性より安定した業務の履行が求められています。

本市では、1日約65トンのごみを収集していますが、1日でもそれが止まってしまうと、ごみがあふれかえってしまうこととなりますので、非常に重要な仕事をしていただいております。

委員 ごみの収集運搬をされている7業者は、各町に1業者ずつおられるのでしょうか。

所管部局 内訳としては、峰山町が2業者、大宮町も2業者、網野町、丹後町及び弥栄町は1業者、久美浜町も1業者となっています。

委員 施策評価調書の最終処分場の総搬入量を見ると、網野最終処分場がすごく

多く、峰山町は人口の割には少ないように感じましたが。

所管部局 3町（網野、丹後、弥栄町）分が搬入されますので、人口は網野最終処分場が一番多くなります。

委員長 地域の事情など、いろいろとあるとは思いますが、京丹後市における不法投棄の現状や問題について教えてください。

所管部局 施策目的の3番目にも掲げていますが、現状として広い市域の中で、峠であったり、県境であったりというところは、不法投棄が多いのが現状です。

また、海岸へも不法投棄があり、いろいろなものが捨てられています。

ここという場所が限定されるのではなく、市域の至る所で不法投棄があるというのが現状です。

そこには、京都府と一緒に防護ネットを掛けたり、看板を付けたり、いろいろな対策を行っていますし、警察とも連携をしていますが、市民だけではなく、市外の人からも不法投棄があるとも聞いております。

監視に関しても郵便局との連携についても検討しましたが、不法投棄は夜に多く、昼間はほとんどないということから、監視についても難しく、正直困っているのが現状です。

委員 施策目的の2番で、資源の有効活用を行うと記載されていますが、この部分に対する取組が少し見えてきません。

どういった取組をされているのでしょうか。

所管部局 事業としては、1-7の有害ごみ処理事業がこの取組の一つになります。

通常であれば、蛍光管や乾電池を埋めて処分しますが、そうすると処分場が短命になってしまいますので、費用が掛かりますが、せっかくの資源ということで蛍光管や乾電池もリサイクル処分を行っています。

空き缶や空き瓶、ペットボトル、その他プラスチック類についても、有効利用ということで、リサイクル処理を行っています。

それから、新聞紙や雑誌などの古紙類についても、補助金の方法により、補助金交付先の市民団体で集めていただき、リサイクルを行ってもらっています。

これが年間3千トンくらいあります。

有効活用については、例えば、生ごみを使っての発電を行う施設もありま

すので、現在はまだ実験段階ではありますが、将来的には生ごみを使った施策も行っていきたいと考えています。

委員長 委員会としても、施策目的の書きぶりや優先順位については、おおむねこれで良かったということにして、次に進みましょう。

個別計画に関する目標値がたくさんありますが、この辺りについて何かあればお願いします。

委員 個別計画の目標値について、大まかに説明をお願いできないでしょうか。

個別計画の目標値において、本市におけるリサイクル率が計画策定時よりも下がっていることと、ごみの排出量も上がっていることについて教えてください。

また、下水道汚泥処理量についても、本当にこの数値で間違いはないでしょうか。

生活排水処理率についてもよく分からないので教えてください。

所管部局 ごみの排出量は、平成23年度と平成17年度の実績数値を比較すると、数値が減っていますので、ごみの排出量は減っていますし、目標としてもっと下げるとい目標値を掲げております。

リサイクル率については、景気の低迷ということもあるかと思いますが、総量が減っていることと、先ほど説明した集団古紙回収の部分も大きく減ってきており、各種リサイクル品の収集量も減ってきています。

また、回収量は把握できていませんが、1、2年前から民間企業で古紙や空き缶などについて、店舗回収をされ始めたこともあり、その辺りの影響もあり、相対的に減ってきているのではないかと思います。

平成23年度実績としては、18.4%とリサイクル率が下がってきていますが、第2次京丹後市一般廃棄物処理基本計画を見直している中では、生ごみの分別による再資源化も考えていますので、将来的にはリサイクル率をもっと上げていきたいと思っています。

下水道汚泥について、どうしても下水道の普及率が上がらないと、処理量が上がらないということがあります。

下水道に加入しようと思えば、屋内配管工事などが必要になりますが、その際に50万円から150万円くらいの改修工事が必要になるなどの費用面

や老人だけの世帯における事情もあり、なかなか接続率が上がらないということがあります。

下水道の接続率が、結果として、汚泥の量に反映されているという実態があります。

委員長 下水道の汚泥については、下水道の利用が増えないと増えていかないということですね。

京丹後市環境基本計画の指標に掲げられているごみ減量優良協力店というのはどのようなものを想定されているのでしょうか。

平成30年度の目標として30店舗を掲げておられますが、平成23年度の実績は0店舗となっています。

所管部局 所管が市民部ではなく、環境バイオマス推進課のため、把握できておりません。

委員長 分かりました。

委員 本市におけるごみの排出量は平成17年度から平成23年度にかけて約1千トン減っていますが、人口も減少しているので、1人当たりのごみの排出量が、平成20年度の1,030gから平成23年度には1,083gに増えているという理解で良いでしょうか。

所管部局 本市におけるごみの排出量の比較年度は平成17年度ですが、1人当たりのごみの排出量は、平成20年度が比較年度となっています。

平成20年度は、工業団地を造成した際に、出た木材を全てチップ化しようということで、市で受入れを行いましたので、平成20年度は木材の排出量が突出して多かったということがあります。

そうすると、木材の排出量をごみの排出量へ反映していますので、1人当たりのごみの排出量も増えたということになります。

当時、500トンと、相当なチップ量が出ています。

そのことを除けば、ごみの排出量が増えたという認識はしておりません。

委員 先ほど説明がありました、店頭で古紙や雑誌、ダンボールなどを回収されているということは、目標で掲げているごみの減量化につながっているという理解で良いでしょうか。

所管部局 自主回収を進めていただいているということで、評価できると考えていま

す。

ただし、数字が把握できていないという部分はあります。

委員 これは市と共同で実施されているのでしょうか。

所管部局 そういうことではなく、民間企業の自主的な取組ということになります。

委員 店舗回収というのは、利用する側からすると、かなり便利ということがありますが、こういったことを市で率先して、ほかの企業にも呼び掛け、共同で実施するなどにより、ごみの減量化につながるというような考えはないのでしょうか。

施策評価調書に掲載されている事業の内容を見ていますと、ごみの安定した処理についての事業は見えますが、ごみの減量化を目指すという事業が余り見えてきません。

例えば、生ごみを減らすために生ごみ処理を行うための電化製品を購入したら補助を行うとか、堆肥を作るポットを購入したら補助を行うとか、ごみの減量化という施策方針があるにもかかわらず、ごみの減量化を直接目指す事業が余り見えてこないということは、施策が足りないのかなと思います。

委員長 今の発言は、事業構成の部分において、施策方針の2番のごみの減量化の推進で、例えば生ごみのポットへの補助などもっと多様な事業を行っていけば良いのではないかということですが、いかがでしょうか。

所管部局 環境バイオマス推進課でそういった事業を実施しており、ほかの施策に位置付けられています。

そういった事業がこの施策評価調書上に表れていないということで、確かに分かりづらい点があります。

委員長 大きなセンターに持って行って肥料にするということでしょうか。

所管部局 エコエネルギーセンターにということになります。

委員長 先ほどの委員からの発言は、エコエネルギーセンター以外にも、もう少し家庭で行うような事業が考えられないかということだったと思いますがいかがでしょうか。

部局ごとの所管があり、難しいということでしょうか。

所管部局 平成17年度までは、電気式の生ごみコンポスト購入に対する補助金がありました。発電された電気を使用していることから、地球規模で考えれば、

こんな無駄な施策はないという指摘を議員から受け、平成17年度限りで補助金を廃止しました。

また、当時、約6万円していた電気式のコンポストの購入に対して、3万円の補助を行っていました。

通常の電気を使用しないコンポストの購入については、数千円の補助を行っていたのですが、電気式で3万円の自己負担ができていたのであれば、そんな金額なんて補助すべきじゃないでしょうということで、完全に廃止したという経過があります。

所管部局 後は、分別収集を徹底して行っていきたいと考えています。

委員 分別収集にも少し関係するかもしれませんが、最近、廃家電などについて回収場所へ持っていけば、無償で回収をしてくれる業者を見かけますが、市としてはこういった業者の活動は助かっているのでしょうか。

委員長 不要になったテレビなどを回収される業者さんのことですね。

委員 はい、最近は、月に1回くらい広告が入ります。

所管部局 もともと価値がないものがごみになります。中には有料で引き取られている業者もおられます。

その場合、有料ですので、ごみという認識ではなくて、中古品を買い取るというイメージでされていますので、廃棄物処理ではありませんが、非常にグレーな部分があります。

委員 そういった業者は、恐らく集めたものを分解して中の金属などを売って儲けておられると思います。

最終処分場などに不要品の持ち込んだ場合は、重量に対してお金を払わなければならないという中で、そういった業者が、無料で引き取ってくれるので、無料回収業者を利用される人が多い状況です。

無料と言われれば、すごく安いと思われそうですが、回収業者にしてみれば、儲かっていると、そういうことについて、市として得なのか損なのか、野放しなのかということについて、どうなのでしょう。

所管部局 先ほども説明させていただきましたが、それが一般廃棄物や産業廃棄物処理の許可業なのかということだと思います。

許可がなくてされている部分については、そういう意味でグレーという形

で申し上げた次第です。

委員 例えば、市で集めたごみをそういった業者へ売るということは考えられないでしょうか。

メリットになるのでしょうか。

所管部局 実態は分かりませんが、国内処理はコストが掛かります。

国においては、国外に流出しては駄目という規制を持っています。

何故かと言いますと、特に公害規制などが無い国などにおいて、野焼き状態で処理をされると、後の残った部分は、そのまま外に捨てられるというのがテレビ報道などでありましたが、その原因はどこの国と問われれば、遠くから日本ですと言われることを考えると、国内主義ということにしておかないと、後でしっぺ返しをくらののではないかという危惧はあります。

全く野放しということで、どうぞというわけにもいかないと思います。

そういった背景があります。

それと、買ってもらえれば、有価物の処理にはなりますが、まず買ってはくれません。

無償という中で、何とか処理を行い、利益を確保されていると思われま

す。一部には古物商というものもあり、回収を行ったものを修理して、売っていることもあると思います。

委員長 引き続き検討を行いたいと思います。

施策の展開ということについては、施策方針2番のごみ減量化の推進ということについては、もう少しほかの手段がないか検討いただきたいというくらいですね。

施策方針1番のごみ処理・リサイクル体制の整備ということについてはいかがでしょうか。

目的に照らして適切か、費用対効果は十分かという観点から御検討いただければと思います。

基本的な部分について確認させていただきたいと思いますが、現在、7業者にごみ収集業務を委託されているということでしたが、契約方法は、競争入札でしょうか、それとも随意契約でしょうか。

所管部局 随意契約です。

委員長 競争入札にした場合、ほかの業者が参入してくる余地はあるのでしょうか。

所管部局 先ほども申し上げましたが、公法上の契約であるべきだという基本的な解釈をしていることから、現在は随意契約としています。

この辺りについては、環境省などからいろいろな通知が来ており、経済性を追求するのではなく、安定履行をしっかりと確保することが大前提となっています。

かと言って、競争入札が否定されているわけではありませんので、市では手法を検討している状況です。

例えば、条件付の指名競争入札ですとか、最低制限価格を設けたような入札なども方法の一つとして考えられますが、当然、サービスの質の向上も図っていく必要がありますので、単に随意契約一辺倒では駄目だということを感じております。

現在、7業者に委託しておりますが、競争原理を働かせていくとそれが最終的に1業者になっていくのか、市外から参入ということがあるのか分かりませんが、昨年も収集を委託していた業者が急に廃業されたということがありました。

こういったことが現実的にもっと大きな規模で起こってしまった場合、例えば委託業者が1者になってしまい、その1者のごみ収集を止めるということになれば、1日65トンのごみが溜まり続けるということになりますので、そういったことは何としても避けなければなりません。

そのため、競争性も取り入れながら、サービスも向上させつつ、そういったリスク回避もできる方法を現在検討しているところです。

来年度くらいから、それを何とかしていきたいと考えていますが、これは関係業者ともお話をさせていただいた上で、進めさせていただきたいと考えています。

委員長 施策方針1番のごみ処理・リサイクル体制の整備に関して、ほかにありませんか。

委員 先ほどの続きになりますが、峰山、大宮、網野及び久美浜最終処分場について、現実として、処分場が一杯になりますというところが見えているのでしょうか。



所管部局 それぞれ計画年度を設けておりました、多いところで70数パーセントが埋まっているところなど、もうすぐ一杯になるところもありますが、目標としているところより少し落ちてくると思われます。

特に火災などが発生すると持込量が一気に増えますし、最近増えている海岸ごみについても、そのほとんどが最終処分場へ持ち込まれることになるため、その辺がちょっと困っています。

一応、計画を持ってやっております。

委員 最初に一杯になる処分場はどこでしょうか。

所管部局 網野最終処分場になります。

委員 もし、そこが一杯になったらそこを閉鎖することになるのでしょうか。

所管部局 もう一度掘り返して、分別するという方法を始めとして、いろいろな方法があるわけですが、当然、地元の方との協定などもあり、いつまでもというわけにもいきませんので、その辺も含めながら考えていくことになります。

委員長 処分場に関して、ほかにありませんか。

事務局 4つの処分場では、搬入量に対し経費がそれぞれ違いますが、この辺りについて、歳出抑制的な考え方はないのでしょうか。

委員長 私からも質問させていただきます。

4つある処分場ともに、かなりの額の予算額が付いていますが、これはどういったことに使われるお金になるのでしょうか。

所管部局 最終処分場は不燃ごみの処分と中間処理施設で燃やしたごみの灰の処分を行っています、この灰の処分が一番多くなっています。

委員長 それに対する予算の内訳はどのようになっているのでしょうか。

所管部局 運営管理に掛かる経費です。

委員長 各処分場に何人ずつか職員が常駐しているということでしょうか。

所管部局 現在、職員は、大宮最終処分場の1か所だけに1人がいるだけで、ほかは業者委託により運営しています。

委員長 どちらにしても人件費は掛かるわけですね。

所管部局 持ち込んだごみの重量を測ったり、手数料をいただいたりする必要があるしますので、人を配置しています。

人件費だけでもかなり掛かります。

委員長 旧町の頃から使ってこられた処分場なので、いくつもあるのだと思いますが、4つも必要なのでしょうか。

もちろん市域が広いので、処分場が一つだと、持込みの際に何かと不便などはあるかと思いますが、人件費などが掛かるということから、行政評価の視点という部分からも、一つか二つに集約して使っていく、その処分場が使えなくなったら、次の処分場を使っていけば、単純に人件費が減らすことができるのではないかなと思いますが。

所管部局 それができれば良いのですが、現実には難しいです。

委員長 素人の考えではありますが、やはり無理ですか。

所管部局 旧町時代からもともとあった施設の使用期限が到来していない状況です。

最終処分場として使わせてくださいと地元をお願いするだけでも何年も掛かっている状況ですので、そんな簡単にできることではありません。

委員長 今、4つある最終処分場のうち、3つの処分場を休止して、どこかに集約して、使い終わったら次はこっちの処分場を使っていくということはどうでしょうか。

新しい処分場を作るというわけではありません。

休止して再開するとなれば、同じような御苦勞があるかもしれませんが。

所管部局 現在、燃えるごみは峰山クリーンセンターにしか持込みができませんので、非常に不便を感じている方もたくさんおられます。

埋め立てごみについても、近くに処分場があって欲しいという方も当然あるわけです。

1か所とすることで、行政サービスが余りにも低下したり、不公平になったりしていくことは問題だと考えています。

所管部局 休止しても、休止の間、雨水を受けてしまいますので、そこからの排水処理は行っていかなければなりません。

例えば、網野最終処分場の場合、浸出水処理に掛かる経費だけでも約1千万円が掛かってきますので、経費がゼロになるわけではありません。

委員長 せいぜい人件費が削減できるくらいということですね。

休止している間は、休止した施設に不法投棄されないような何らかの対策も必要になりますね。

所管部局 近くにあるから地域の人が活用しやすいという利便性の面があります。

例えば、丹後町の方に久美浜町までごみを持って行ってくださいというのは、利便性が非常に悪くなります。

市民からすれば、近場に持っていくということが重要視されますので、どこの施設を閉鎖するかといった場合でも必ず抵抗があることになります。

所管部局 持込み先が近場にあるにもかかわらず不法投棄がなくなるという現状からも抵抗があります。

委員長 不法投棄が増えるという弊害が予想されますか。

今のやり取りの中で、私としては行政評価の視点と言うよりも歳出抑制の視点に該当するのかなと感じました。

委員 私も粗大ごみなどを最終処分場に持って行きますが、とにかく、処分場が暇なときがないですね。

次から次へと必ず誰かが来ます。

毎日、よくこれだけごみが出るなと思います。

利用されている率が高いと思いますので、もし処分場が1か所になれば、順番待ちの状態になると思われれます。

仕方がないのかなと思います。

委員長 利便性などを考えると複数の処分場があることはやむを得ないという意見ですね。

委員 ただ、久美浜の最終処分場と大宮や峰山の最終処分場とを比較すると、ごみの持込量と比較して、久美浜の最終処分場の予算規模が大きいのですが、何か理由があるのでしょうか。

所管部局 平成23年度は処分場内の傾斜地がずれるという事態が生じたので、その対策として工事費を計上したためそれによるものです。

事務局 平成24年度の予算額を見ても差がありますが。

委員長 平成23年度だけではありませんね。

委員 委託ということは、業者が最終処分場の運営を行っている理解で良いでしょうか。

所管部局 はい、最終処分場は直営ではなく、業者に委託しています。

大宮最終処分場だけ一人、市職員を配置しています。

委員長 それは、何か理由があるのでしょうか。

所管部局 旧町時代から、最終処分場における現業職という形で採用されていますので、直営でやっている部分もあります。

委員 先ほど評価した施策においても社会福祉協議会という部分がありましたが、削減という視点で見ると旧6町時代からという文言が出てくるものについて、旧6町時代からという考え方を変えていかないとなかなか変わらないと思います。

委員 合併して一つの市になっているわけですので、その辺をまとめていかないといけないと思います。

委員 合併から8年が経過していますので、その間に考え直すということで合併特例債などの特例があると思います。

その特例措置が切れるということは、そろそろその表現を止めていかなければならないと思います。

所管部局 久美浜の最終処分場のほうが、土日も含めて空いている日数が多いという状況にあるため、人件費が高くなっています。

また、日曜日にどこかの最終処分場が空くようにしております。

多くの人にとって仕事が休みと思われる日曜日にどこかの最終処分場には持っていけるようにしていますが、それでも日曜日は必ず近くの最終処分場を空けて欲しいというような苦情があります。

それをやり出すと、もっと委託費が掛かりますので、順番で空けているという形にしています。

事務局 久美浜の最終処分場は、月に3日の日曜日で空いているという状況です。

住んでいる地域によって開設日が違うという状況はあります。

委員 どうしてこんなに委託料が違うのでしょうか。

事務局 開設日が多ければ、それだけ委託先の職員が施設に出勤しなければなりませんので、人件費が掛かるということです。

委員長 まとめに入りましょう。

最終処分場の管理運営について、これまでの議論では、処分場ごとに開設日が違う、あるいは、委託ではなくて直営でやっている部分について平準化しても良いのではないかという御意見でした。

これは、行政評価の視点からの意見になると思われます。

市民に不便が出てくるかと思いますが、また、多少の弊害も予想されますが、歳出抑制という危機的な状況の中では、一つにまで減らすというところまで言う必要はないかもしれませんが、処分場の数を減らすことが歳出抑制策になってくるのではないかという議論だったと思います。

委員 空いている日数が多いということで費用が掛かるということであれば、最終処分場の開設日数を減らすとかも考えられます。

委員長 行政評価か歳出抑制の視点にするか難しいところですが、行政評価の視点というのは、明らかにと言うと御幣がありますが、筋として違うのではないかということ指摘する部分となります。

委員会での議論としては、合併以来随分と経過する中で、地域的に処分場ごとにサービスにムラがあるというのもおかしいことではないか、毎日まで空けていないところが主流であれば、毎日空けなくても良いのではないかという御指摘だったので、先ほどの委員からの意見は、行政評価の視点かなと思います。

皆さんよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 それでは施策方針4番のし尿、汚泥対策の推進に移りたいと思います。

委員 関連する個別計画のところ京丹後市合理化事業という計画があり、内容を読むと従来の業者の保護というふう聞こえます。

更に、3 目標値などの京丹後市合理化事業の指標を見ると、従来のし尿処理業者の事業転換の支援措置とあります。

これがいつまで続くのかなと思います。

全世帯が下水道へ接続すれば、し尿処理は不要になるのではないのでしょうか。

いつまで綱引きをされるのかという思いがあります。

所管部局 これは、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法という法律があり、もともと汲取り式のトイレについて、下水道が導入されることによって、し尿収集業務が減ってきます。

一方で、下水道は一度に整備されるのではなく、徐々に整備されることに

なります。

し尿は毎日出ますので、し尿収集される業者がだんだん収入が減っていき、途中で止められるなどにより、し尿収集される業者がいなくなると、誰が収集するのかという話になります。

この辺は、見えないけれど重要なことでありまして、下水道事業を国としても進めていこうという中で、収入が減ってし尿収集を途中で止められることがないように、そういった業者に対する手立てを法律で定めているということです。

市町村でどうやったらうまく下水道へ移行できるのかという計画を立て、業者の転業をしっかりと考えた上で、下水道へ移行していくという、法律に基づいた計画です。

綱引きではありません。

委員 そういったことがもう少し見えて来ないのですが。

所管部局 例えば、これまでし尿の収集をされていた方が下水道処理施設の管理をされるとかということになります。

競争入札などによって業者を選定するのではなく、これまでし尿収集をされていた業者に優先的に施設管理などを行ってもらうことで、し尿収集も行いながら、下水関係の業務や全く別の業種の業務などを行ってもらうという計画が市の責務として与えられているということです。

委員長 し尿収集については、下水道の導入が進めば減っていくと思われませんが、現状として、また将来的に市内に3つのし尿処理の衛生センターが必要なのでしょうか。

また、し尿収集量が減っていくとすれば、最終的にいくつくらいの衛生センターに集約することができるのでしょうか。

所管部局 下水道が100%普及すれば、衛生センターは不要になります。

委員長 しかし、それは長い目で見た場合ということになります。

旧町の頃から3つの衛生センターがあったと思われませんが、合併したことにより、3つ必要なのかとか、当然サービスが低下することも想定されますが、2つや1つでは駄目なのかということを質問します。

所管部局 網野町については、下水道が整備されてからまだ3年ほどしか経っていま

せん。

また、接続率も余り良くないこともあり、現在、網野衛生センターについては、100%以上の稼働率となっています。

特に、浄化槽汚泥については、週に1回ずつ、竹野川衛生センターと久美浜衛生センターへ持って行っているという状況です。

竹野川衛生センターも約90%の稼働率です。

久美浜衛生センターは、し尿及び浄化槽汚泥の前処理を行い希釈後、隣にある久美浜浄化センターへ投入し、処理を行っているので、ある程度、経費が安くなっています。

網野衛生センター、竹野川衛生センターは、各センターで処理を行っていますので、現時点では、どこを減らしてということは考えにくい状況です。

委員長 施設を止めるとし尿や汚泥の処理に支障が生じるということですね。

所管部局 はい。

委員長 順調に下水道が普及していけば、衛生センターを閉鎖していくこともできるかもしれないということですね。

所管部局 はい、それは十分考えられると思います。

委員長 そうであれば行政評価の視点ではありませんね。

所管部局 これからし尿収集量は減っていくことが前提になりますので、新しい施設を建設するというにもなりません。

今ある施設を有効活用していくということになります。

委員長 下水道が適切に普及していく期間まで、網野や竹野川衛生センターは持つのでしょうか。

所管部局 下水道がどこまですぐにつないでもらえるのかとことになります。

また、廃棄物の処理責任は市にありますので、少しでもし尿が残っていれば、それをきっちりと処理をしなければならないということになります。

委員長 分かりました。

それでは、歳出抑制の視点からの所管部局の考え方として、廃食油回収や生ごみリサイクルを推進することで焼却コストを抑制すると施策評価調書に記載されていますが、具体的にはどのくらいのコストが抑制されるのでしょうか。

所管部局 見込みということで説明させていただきます。

廃食油回収は、現在、NPO法人で実施されていますので、直接的には市は関与していません。

生ごみリサイクルについては、家庭から排出される生ごみを分別回収できたらということで、エコエネルギーセンターで発電にできればという思惑もあります。

クリーンセンターの4炉のうち3炉が常時動いている状態で、1炉は休止しているという状態で、現在、4炉が交互運転しています。

ごみの量が更に減り、3炉の交互運転が可能となり、1炉が完全に休止できるということになれば、そこで年間何千万円かのコストが削減できるという試算は持っています。

委員 長 食廃油回収を行うと焼却コストが抑制されるということについて、素人の考えとしては、油を焼却することにより、焼却炉内がよく燃えるようになるので良いように思いますがどうでしょうか。

所管部局 焼却炉は、ダイオキシンの発生抑制の関係で、850℃以上で燃焼させるというのがあり、この850℃以上を維持するのに温度変化がありすぎると、炉壁が破損しますので、余分に発熱するものがないほうが良いということになります。

委員 長 食廃油がないほうがコストが下げられるということですね。

所管部局 はい。今は、プラスチックなどについても、リサイクル分別や、リサイクルできないものを最終処分場に埋めるようにしています。

同じ条件下で焼却するということが大事ですので、そこに油が混ざっていると一気に高温になってしまいます。

委員 長 今後3年くらい歳出抑制の目標金額を施策ごとに算出した参考資料では、5千7百万円くらい目標額となっていますが、今、説明のあったごみ焼却炉の動かし方や本日議論していただいた最終処分場の動かし方などで歳出抑制を図っていくと、細かい計算を積んだわけではありませんが、一定目処があるのかなと思いました。

事務局 所管部局の歳出抑制の考え方について、生ごみリサイクルを推進することにより焼却コストを年間何千万円か削減できるということでした。



ちなみに、生ごみリサイクルを推進するためにいくら掛かるのでしょうか。

もし、そちらのほうがコストが掛かるのであれば歳出抑制にはつながらないと思いますが、そこはどうでしょうか。

所管部局 まだ試算段階ではありますが、その部分については、極力プラスマイナスがゼロになるよう努力をしていきたいと考えています。

いかにして収集運搬コストを下げようかという部分もありますし、例えば、プラスマイナスが若干掛かったとしても、リサイクル率の向上にはなるという部分がありますので、そことの兼ね合いになってくるかと思います。

コスト面と施策面の部分になってくるかと思います。

委員長 そうなってくると、もともとのごみ収集業者の経営をいたずらに圧迫するような合理化というのは余り良くないと思いますが、競争の導入などによる費用の抑制と最終処分場辺りが、委員会としての主力の提言になってくるかと思います。

委員 生ごみリサイクルについて、現実的に可能なのでしょうか。

所管部局 一昨年度からモデル地区ということで、約200世帯で実証を行っていたいております。

意識の高い方については、完全に分別ができている状況と聞いております。

所管部局 この部分は、歳出抑制という観点ではなく、むしろ環境保全という観点で行われているということはありません。

委員長 委員会としては、ごみ収集のコストや最終処分場の議論を力を入れてするという事にしましょう。

以上ということにしたいと思います。

行政評価ということで、事業の実施という部分から、ごみ収集というのがうまく実施されているのかという辺りについても検証したかった点ではありました。

うまくというのが難しいのですが、自治体ごとに、収集運搬車が市民の皆さんに好意的に見られていたり、協力が得られていたりなど、ごみ収集をがんばっていると見られているところと、そうでない目線で見られているところと、結構差がありますので、市民に好意的に見られるような業務実施も実現していただきたいなと思っていましたので、最後に一言だけ言わせていた

できます。

どうもありがとうございました。

(所管部局退室)

事務局 歳出抑制の考え方として、廃食油回収や生ごみリサイクルにより焼却コストを抑制するという考え方でしたが、委員会としてはこの考え方を妥当とするのか、そうではないとするのかどちらでしょうか。

このことによりどのくらい抑制できるのかという事務局からの質問に対して、試算では何千万円かのコスト削減につながるという回答でした。

では、そのリサイクルを推進していくためのコストはと聞くと、極力プラスマイナスがゼロになるよう努力していきたいとの回答でした。

これは抑制につながるのかどうか疑問だったため、質問をさせていただきましたが、この部分はどのように整理させていただくべきでしょうか。

委員長 でも、ここで全く何も言わなければ、検討もするなというようなことになるような気がします。

本当に歳出抑制になるのか慎重に検討を進めてからということ、一番最後くらいに行政評価の視点又は歳出抑制の視点として書いたらどうでしょうか。

委員から発言のあった市民に掛ける負担ということと現実にシステムを作るのに掛かったお金という面もあるでしょうし、それらを勘案して、本当に意味ある歳出抑制につながるかどうか慎重に検証してくださいというようなことを書いたらどうでしょうか。

委員会としては、所管部局の考え方に諸手を挙げて賛成ではないというニュアンスだったと思います。

委員長 最終処分場を一つか二つに集約して使っていくというのは現実的な意見だったのででしょうか。

事務局 不便になるという回答でしたが、可燃ごみについては、既に峰山クリーンセンターの1か所になっています。

委員長 最終処分場を1つに集約して使っていくとすると、残りの処分場について、

確かにコストは掛かりますが、今よりも安くなるということですよ。

事務局 そのようになると思います。

委員長 そうであれば、提案としてあっても良いと思います。

## ● 前回委員会評価対象施策の再評価及び評価のまとめ（第4回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

（所管部局から資料「委員会意見に対する所管部局補足説明・意見」に基づき説明）

委員長 最初に、施策の見通しの（1）について、市民部からのいろいろな事業を行っているという説明を踏まえ、現在の内容をどうするかについて、検討いただきたいと思います。

前回の委員会での議論としては、施策評価調書を見た際に、施策方針2番のごみ減量化の推進に清掃総務一般経費しか位置付けられておらず、もっといろいろな事業があるべきではないかということでした。

それに対して、所管部局からはいろいろと行っていますということです。

通常は予算化されたものが施策評価調書には出てきますが、今年度の評価からは、予算化されていないものでも調書に挙げていこうということになっていたわけです。

ですので、今回の調書の修正版でも構いませんし、次年度以降ということでも構いませんが、全部を挙げる必要はありませんが、所管部局からの補足説明資料に挙げられている取組のうち、市が実施しているものについては、予算化されていなくても、重要なものは書くというふうにしていただくということが考えられます。

その場合、外部評価結果における委員会の意見としては、再ヒアリングで実はこういった事業も行っているということが分かったので、そういった事業も調書に記載したほうが良いという程度の指摘をするということが考えられます。

それとは別に、委員の皆さんが所管部局からの補足説明資料に挙げられている取組以外にももっと創意工夫の余地があるということであれば、もちろん委員会からもっとこういった取組を行うべきという提案もあると思います

し、難しいかと思いますが、先進事例を研究し、新たな取組を行っていただきたいというような提案もあり得ると思います。

皆様のお考えはいかかでしょうか。

委員 かなり詳しく答えていただいている気はします。

ただ、これらの取組により減量化につながるのか、どれくらいの減量化の見込みになるのかという気はします。

委員長 この評価自体は、所管部局がどれだけがんばっているかということの評価するわけではありません。

京丹後市としてごみの減量化を進めたいということであれば、現在実施している内容で、ごみの減量化に対して十分な成果が上がっているのかという視点も大事と思われま。

取組については分かったけど、そのことによりものすごくごみの減量化につながっているのかという点については、自信が持てるというレベルではないという感想といったところでしょうか。

ほかの方、いかがでしょうか。

委員 昨日、ニュースで、入りを多くして、出を少なくするのが商売の鉄則だと言われていました。

現在、ごみ袋の値段は、一枚当たり30円程度だったと思いますが、値上げしてはどうでしょうか。

所管部局 有料化した際に一番懸念されたのが不法投棄の増加です。

特に、本市のような田舎になりますと、どこにでも捨てやすいという現状があります。

ほかにも、いろいろなところで野焼きが発生する可能性があり、非常に難しい部分です。

現在でも、結構、不法投棄がありますので、その辺りがどうやってクリアできるのかなと思われま。

値上げをした後に不法投棄が増えれば、何のために値上げを行ったのかということになります。

委員長 となると、歳出抑制の視点として、より一層の減量を求められるという環境の下では、野焼きや不法投棄の対策を考慮しつつも、値上げも考えてはど

うかという程度の提案はあり得ると思いますが。

行政評価の視点から指摘した内容は、実施すべきであるというニュアンスになります。

所管部局 確かに、1枚当たり100円くらいになれば、減量化につながると思いますが。

委員 高いですね。

所管部局 例えばの話です。今の意見のように、値上げをすると心理的に全然違ってきます。

委員 例えば、10円くらい値上げするとどのくらい変わってくるのでしょうか。

委員長 そういった研究をされている専門家もおられますが、これくらい値上げすれば、どのくらいの減量化につながるのかという明確なものはないということですね。

所管部局 ごみ袋の料金は、全国的に同じような料金です。

所管部局 京都府下で言いますと、ごみ袋の有料化について、府北部のほうは割と率先して導入されています。

京都市や府南部のほうは、府北部より財政的な余裕という理由もあったと思いますが、導入が遅かったと認識しています。

それと、ごみ袋の料金の値上げについては、廃棄物減量等推進審議会へお諮りし、審議を行う必要があります。

不燃ごみ袋も可燃ごみ袋と同じ料金で、大サイズの不燃ごみ袋は、1枚あたり30円です。

それは、審議会で可燃ごみと同じという考え方が示されたことによるものです。

審議会で、不燃ごみは可燃ごみと違い、週二回も出さず、月一回の収集で、実際には何か月に一回のペースで出されますので、もう少し高い料金でという思いも説明させていただきましたが、最終的には可燃ごみと同じ料金という意見に落ち着き、現在の料金設定となっています。

景気が悪いこと、また、国において消費税を上げようという動きがある中では、高齢で年金暮らしの方は今以上に収入がないわけですから、こういった方には厳しい状況になりますので、この辺は、審議会でも重要視されてい

ました。

委員長 総合計画のめざす目標でごみの減量化が掲げられており、平成26年度には1,000g以下にしたいとなっていて、現状値が1,083gとなっています。

この差の83gというのは、感覚的にはもうちょっとがんばれば達成できそうな気もしますが、この83gの削減は大変なことになるのでしょうか。

先ほど委員から意見のあった、ごみ袋の料金の値上げについて、少し値上げをすることで、若干の減量化につながるということで整合性が取れるのであれば、行政評価の視点からの意見ということも考えられます。

そうでなければ、より抜本的にという意味で、歳出抑制の視点からの提案ということも考えられると思います。

所管部局 ごみ処理そのものがどうあるべきかという部分になってきます。

現在、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行っています。

これまでは、国も京都府も排出抑制イコールごみ減量化という考えなんですけど、どうも、そうではないのではないかと私は思っています、海岸の漂着ごみが増えれば、一度に排出ごみの量が増えます。

経済が良くなれば、例えば、家を建て替えた場合、一度に排出量が増えますし、また、排出されるもの自体が増えてきますので、当然、ごみの排出量が増えてくると考えています。

それをわざわざ抑制することが良いのかなと、組織的ではなく個人的に考えています、歳出抑制の面からも、排出量を減らすのではなく、焼却量と埋め立て量をいかに減らすかということだと考えています。

処分量イコール排出量という感覚になっていますが、排出されたものをいかに焼却や埋め立てせずに処理するかということになると、やはりリサイクルやリユースということになると思われれます。

排出されたものをいかにリサイクル、リユースできるかということに、もっと経費を掛けていくほうが最終的に歳出抑制につながり、環境にも当然良いという感覚です。

話がずれてしまい申し訳ありません。

所管部局 この件に関し、前回の委員会でも同じような御質問を受けており、質問の

意図が十分に理解できず、的外れの回答をしてしまいました。

その点について、改めて回答させていただきますが、施策評価調書の目標値として掲げている1人、1日あたりのごみの排出量については、分母となる人口が平成17年度の計画策定時より約2,100人減少しています。

それに対して、ごみの量は約1,000t減少しています。

ごみの量も減っていますが、それよりも人口減のほうが大きいので、一人当たりで換算すると、数字が増えたと分析しています。

したがって、前回の委員会であったごみの排出量が平成17年度から平成23年度にかけて減っているが、人口も減少しているため、1人あたりのごみの排出量が増えたのかという質問に対しては、そのとおりというのが回答になります。

委員 先ほど所管部局から説明のあったとおり、経済が活性化してくると本当にものが増えてきます。それに伴って、当然、ごみの量も増えてきます。

その中で、リサイクルという説明がありました。

私たちが缶やプルトップを集めて、ドラム缶が一杯になると車椅子ということに取り組んだことがあります。

また、ペットボトルのキャップについてもワクチンに変わりますということで集めておられる団体がたくさんありますが、そういったものについては、どのように処分されているのでしょうか。

こういった業者に渡すと、こういったことに還元され、ボランティア的なことにもつながっていくと思いますが、その辺はどうでしょうか。

所管部局 個別にプルトップだけを出すということはしていませんが、プルトップは空き缶に付いて処分業者に渡されます。

プルトップ単独では、リサイクルされていませんが、缶としてリサイクルされています。

所管部局 先ほど委員から言われた取組は、どちらかと言えば、ごみというよりもベルマーク的な取組ではないかと思われれます。

リサイクル、リユースをいかに進めて、焼却量と埋め立て量を減らすことが減量化という方向に持っていければと考えています。

委員 私たちが集めようと思ってもなかなか集まりません。

クリーンセンターには、こういったものが一気に集まるわけですので、そういったことも大切に扱っていただけるとよろこんでいただけるとことが増えると思います。

委員長 3 施策の見通しについての（１）の記述についてですが、これまでの議論を踏まえますと、もっと研究し、行政としてもうひとがんばりしてもらいたいということではないと思いました。

この部分については、所管部局からの補足説明資料に挙げられている取組を全部書くかは別にして、趣旨としては、施策方針２番のごみ減量化の推進については、非常に事業が乏しいと思われたが、本日の再ヒアリングによる補足説明で、評価調書に表れていない取組もたくさんあることが分かったので、そういった取組も評価調書に記載されるべきであるというくらいと定めることとします。

他方で、歳出抑制の視点ということで、歳出を抑制するという観点からは、１０円になるのか、１００円の値上げになるのかはともかくとして、ごみ袋の料金を上げることによって、収入増を図るべきである、そのことがごみのとりあえずの排出削減にはつながるのではないかととしてはどうかと思いますが、ほかの委員さんいかがでしょうか。

委員 良いと思います。

話は変わりますが、何故、野焼きは駄目なのでしょう。

昔はよくやっていたように思いますが。

私の周りでは、草取りをした草をごみ袋に入れて排出しています。

所管部局 農業や事業などにより、最低限のことについては構いませんが、ダイオキシンなどの関係で、基本的には野焼きは禁止されています。

委員 法律か何かでということでしょうか。

所管部局 法律で禁止されています。

所管部局 五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金という罰則規定があります。

委員 都会では駄目かもしれませんが、田舎では特区などにより認めてもらうことはできないのでしょうか。

所管部局 市民からの意見としてもありますが、やはり臭いですとか、以前にも事故がありました。交通時に煙で見えなくて危ないということがあります。



昔は、ごみ収集自体がなかったと思います。

委員 そうですね、自分のところで全部処理していた時代がありました。

所管部局 し尿もそうでした。肥料として使われていました。

委員長 歳出抑制の視点というのは、非常に財政が悪化する場合に、何年も掛けて思い切って検討する選択肢を増やしていくという趣旨で提案していることでもあります。

そういった意味では、先ほどの野焼きに関する委員の意見も検討には値すると個人的には思いますが、委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。

委員 法律違反になりますので、止めておきましょう。

委員 難しいと思います。

委員 そうですね。

所管部局 法律の規制がある部分と、法律で対象外という部分もありますが、許容範囲は焚き火程度となっています。

しかし、焚き火であっても、結果として近所迷惑になってしまったら駄目です。

そこは止めてくださいと行政指導に行く必要が出てきます。

所管部局 法律でも罰則規定がしっかり設けられていることですので、市が良いですということにはなりません。

委員長 委員会でのイメージとしては、ダイオキシンの問題も一定研究が進み、落ち着いてきたということもあるので、特区という形での意見としては一考に値するかと思いましたが、この議論を踏まえて、貴重な御意見が出たということにして、議事録にはそういった意見を残し、外部評価結果の意見としては残さないことにしましょう。

委員 民間のスーパーなどでの自主回収がありますが、あれは、自分のところでリサイクルしているのでしょうか。

そういったことをもっと増やすことはできないのでしょうか。

私も利用していますが、非常に便利ですし、ごみの減量化にもつながります。

このことを市の広報紙に掲載し、スーパーの方に協力してもらうことはできないのでしょうか。

所管部局 当然、それが営業戦略でもあると思いますので、市がそのことに立ち入れないと思います。

委員長 市からすれば取り組んでいただけることはありがたいことと思われませんが、市民に広報で民間企業で取り組んでいるので、どんどん持って行ってくださいと声を掛けるというのは、民間企業側からすると厳しいものがあると思います。

スーパーなどからすると、自分たちの負担になりますので、市が広報したことにより、たくさん持ってこられたら、その分負担が増えることになるので、厳しいように思います。

委員 民間のスーパーなどでの自主回収がありますが、あれは、自分のところでリサイクルしているのでしょうか。

所管部局 市として別バージョンとして検討しても良いかなとは考えています。

委員長 それでは、3 施策の見通しについての（1）については、先ほど申しましたとおり整理したいと思います。

4 歳出抑制についてで（3）を加えるということで整理しましょう。

続いて、3 施策の見通しについての（2）ですね、所管部局からの説明では、大宮処分場について一部直営で実施している部分を委託へという部分について、任用の問題であり、市民部では対応が困難という説明でしたが、外部評価は市に向けてということであって、市民部に向けてということでもありませんので、説明を踏まえても、直営部分を委託方式に切り替えて、全市的に統一するということはやってもらったら良いと思いますので、意見としては残してはと思います。

久美浜の処分場の開設日についても検討されているということなので、残しておいても良いのではないかと考えています。

続いて、歳出抑制の視点に移りたいと思います。

所管部局からの補足説明を踏まえると、少しだけ書き換えても良いのかなと思いつながり聞いていました。

まず、生ごみリサイクルの推進ということについては、実施することについては決まっていることだと思います。

実施すること自体は既に進んでいるということで、それは他部局の環境バ

イオマス推進課で進めたいということ自体を止めるということにはなりません。

外部評価結果（案）では、慎重に検証した上で実施すべきとなっていますが、この事業によりコスト削減につながらないのであれば、別のコスト削減策を考えてくださいというのが、委員会での趣旨だったと思います。

実際には、部局単位で歳出抑制の検討を行っておられますが、施策単位で歳出抑制のアイデアを考えていくということであれば、前回の委員会で所管部局から出していただいた歳出抑制の考え方が生ごみリサイクルだったということですが、それが全体としてのコスト削減につながっていないということであれば、別の案を考えていただくべきという指摘かと思います。

その上で、委員会からは三点のことを提案しています。

（１）の提案に対しては、困難な面もあるが、慎重に進めているところであり、慎重に進めたいという所管部局からの説明でした。

（２）の提案に対する所管部局からの説明を聞いたところ、もしかしたらうまく噛み合っていない部分があるのかなと感じましたのでお尋ねします。

委員会からの提案としては、現在４つの埋め立て処分場があり、４つを一度に開設しているより、一つずつ順番に開設していったらどうか、そうすることによって明らかに市民には不便があると思います。

多少の不便は我慢していただいても、行政サービスの質をなるべく落とさずに、コストを下げようということで、歳出抑制の視点からの提案を行っていますので、何の不便もないということはありませんので、御不便はお掛けすることになりますが、処分場を休止するとそれに伴って、ごみの不法投棄などが発生するという対策が必要とは思いますが、多少の御不便は掛けるという前提とですね。

そうなってくると、水の処理のためのコストが掛かるというのはおっしゃるとおりかと思います。

しかし、処分場を開設して、管理する人を配置しているという部分のコストは確実に下がるとは思いますし、それを歳出抑制のアイデアとしたいという趣旨です。

所管部局からの意見にあります。別に便利な場所に処分場を一つ新設し

てくださいというアイデアは言っていません。

所管部局からは、そういった御不便を市民に掛けることについて、かなりの反発があるだろうとか、4つの処分場の中のどこから使うのかという話になった際に地元が非常に嫌がるのではないとか想像されるので、困難であるというお話だったと思います。

この施策の全部の事務事業を見た中では、歳出抑制をしていく上では、有望なものとして、委員会では取り上げさせていただいているということです。

したがって、所管部局でも今、申し上げた考え方で共有していただいているのかということと、市民への不便はあるにせよ、コスト削減にはつながるのではないのでしょうかという点を確認させてください。

所管部局 御意見いただきましたように、4か所の開設を2か所にすれば、コストを削減することは可能と思われれます。

ただし、どれだけの削減額になるかは、短期間で算出することができません。

例えば、峰山最終処分場については、施設のすぐ近くに峰山クリーンセンターという焼却施設があります。

この2つの施設については、施設を合わせて一つの業者へ運営管理を委託しています。

当然、委託先では、2つの施設における職員の調整を行いながら、例えば、本来10人必要なところを8人で運営するなど、上手にやりくりを行っていただきますので、峰山最終処分場を開設しなかった場合に、峰山処分場の受付業務と埋め立て業務に要していた経費がまるまる削減できるということにはなりません。

もう一つの例としては、水処理は峰山最終処分場を開設していなくても発生するという事は御理解いただいていると思いますが、水処理以外にも場内の維持管理という問題が残ってきます。

場内の草刈りや、冬期間も水処理を行うために除雪を行わなければなりません。

また、休止後の施設を再開するための復旧費用が必要となりますが、どのくらいの費用になるかが見込みにくい性質のもので、こういった目に見えな

い費用が発生してきます。

地元に対してのデリケートな部分ではありますが、地元に対して施設の運営協力金を支出しています。

仮に処分場を休止した場合であっても、その期間について、この施設運営協力金も休止するという事にはならないかもしれません。

地元にしてみれば、埋め立て作業は行っていなくても、そこに施設があるということは変わりませんし、そこから過去に埋め立て処理をされた水が流れているということも変わりません。

実際には、埋め立て処理が行われていなくても、同じように費用が発生する部分があります。

経済的な部分だけでなく、非常にデリケートな部分もあり、現在の4か所に分散して処分されているのを1か所に集約するとなれば、そこへ向かう車の量が増え、当然、その地域を走る車の量も増えることとなります。

施設の周辺については、ごみが散乱しやすいということがあり得ます。

意図的に捨てている人もあると思いますが、こぼれてしまうという問題もあります。

また、埋立地には、焼却残渣の中の食べ物を狙ってカラスが来るため、隣の国営農地の農作物が被害を受けるということも実際にあります。

集約先の処分場の地域では、そういったしわ寄せ的な部分が増える可能性があります。

また、処分場の地元とは覚書を交わしていますが、その中で、久美浜の処分場については、久美浜町内のごみしか持込みできないことになっていきますし、峰山の処分場では、峰山町内で発生した焼却灰以外は持込みできないことになっていきます。

このように、建設当時に、どこの地区でも、必要な施設だけれども、うちには来て欲しくないという中で、旧町において何とか建設させて欲しいということで建設したという経緯があります。

精神的な負担ですとか、実害的部分も含めて、負担を分散して欲しいという地元の意向がありますので、お金の問題だけで進めることができない、地元区との調整を含めて非常に丁寧に対応しなければならない問題です。

事務局 覚書などで施設の稼動予定年限の期限が決められていると思いますが、施設が一杯になるまでということではなく、埋め立てを行わなくても期限が来ることになると思いますが。

所管部局 年度はありますが、埋め立てが一杯になったときは、もう一度協議をすることになっています。

例えば、予定年度より早く埋まってしまえばということもありますし、予定年度になってもまだ埋め立てが可能であるという場合もあります。

後者の場合であれば、例えば、あと一年分は埋め立てが可能ということであれば、地元で延長をお願いしていくこととなります。

可燃ごみの処理施設とこの点が違います。

事務局 そういった意味では、4つの施設を2つに集約した場合、休止している2つの施設の予定期限を延長することは理論上可能ということでしょうか。

所管部局 休止させておいて、後で再開することは、理論上は可能ですが、地元との調整が必要です。

一方、家庭ごみの収集を行っている塵芥収集事業の部分について、現在は、4か所の最寄りの不燃ごみ処理場へ運搬するという計算ですので、処分場を集約すると、運搬経費が高くなってきます。

委員長 委員会としては、提案内容について、簡単にできることとは思っていませんし、何故やっていないのかと責めているわけではありません。

説明のあった困難もよく分かりますが、ほかに抑制できる案があるんですかという話になると、なかなか考えられなということで、あらゆる施策で体質を抜本的に改めていく、旧6町が合併して、一時的にさなぎのような期間で特例措置をもらいながらやってきたのが、特例措置が終了し、新しい京丹後市に変わっていくというときには、いろいろな変化や摩擦があるということで、この提案があったからすぐに実施しなければならないという性質のものではないということは分かりますが、体質改善をしていくという合理性は一定あるのではないかと思いますので、抑制の視点としては残したいと思います。

事務局 補足させていただきます。

現在の4か所の処分場について、順次埋め立てていくという方式について

は、一般廃棄物処理基本計画には、このやり方を検討するという事は記載されていることではあります。

所管部局 全体的なこととして、こういう形で検討すべきであると書かれることは結構なんですけど、全く市が検討していないわけではありません。

ほかの部分でも、慎重に検証を行った上でとか、検討すべきであるとか、4歳出抑制についての(1)の塵芥収集についても、検討してはどうかとなっていますが、既に検討を行っていますので、ごみ処理対策に市は積極的にやっていないというイメージが出されると担当としてもつらいところです。

委員長 実施すべきであると書くと、きついと言われるので、何か婉曲表現がということで、検討してはどうかとなっています。

そういう意味では、今の2件については、例えば慎重な検討を経た上で実施すべきであると書いたほうが実状に近いということでしょうか。

現在の表現では、確かにまだ検討していないから検討してくださいと読めます。

所管部局 そういうことが少し気になった点です。

委員 最終処分地を集約することについて、どこから順番に開設していくのが一番スムーズに集約できるでしょうか。

所管部局 それぞれに事情があります。

久美浜と網野であれば、海岸漂着ごみがたくさん入ってきます。

それを休止して、峰山や大宮に持ち込むとなれば、当然、距離が長くなります。

大変な量になる海岸漂着ごみについて、果たしてそこまで距離を伸ばして良いのかという問題があります。

委員 外部評価結果に意見として載せていくということになると、そういった具体的な計画もないといろいろと質問があり、大変ではないかと思ひ質問しました。

所管部局 久美浜の処分場の開所日数を減らすということは、週7日間のやりくりを4つの最終処分場で調整して、どこかを開設するという形をとるということでは可能かと思われませんが、まるまる処分場を閉めるということになると、非常に難しいです。

事務局 将来的に、現在の4か所の体制を維持していくかどうかは別の話になるのでしょうか。

一か所が物理的に一杯になってしまった場合、3か所になる場合もあると思いますが。

所管部局 計画の中でも最終的には2か所くらいにすべきとしていますので、それは分かっていますが。

委員長 詳細は、後で詰めることにして、(2)の後段の部分、順次、埋め立てていく方法が検討されているというが、地元住民の合意を得る努力を行いつつ、実施してはどうかという表現ということですね。

この部分について、委員の皆様のご異論が特になければ、(1)も似たような表現に変えて、事務局と私で案を作り、見ていただいた上で、次回の委員会で確認してもらいたいと思います。

委員 はい。

委員長 以上の趣旨で、この案を整理し、外部評価結果とし、最終の確認は、先ほど説明した手続きで進めてまいりたいと思います。

ごみ廃棄物対策というのは、所管部局から説明いただいたように、非常にデリケートな問題ですし、直接担当部署へ心無い意見なども多いかと思えます。

大変であるとは委員会では十分理解した上で、申し訳ないと思いながら、指摘させていただいている次第です。

丁寧な補足説明やヒアリングでのやり取りをしていただきありがとうございました。

所管部局 ありがとうございました。

(所管部局退室)

委員長 手続きとしては、委員だけで最後の確認の検討がありますが、先ほどの議論の中で、言いにくかったのが、これは言っておきたいということはありませんでしたでしょうか。

委員 文言の部分を考えていただければと思います。



案のままでは、一方的に感じるもので、その辺さえ整理すれば問題ないのではないかと思われまます。

既に検討しているものについては、継続深化とか、深めるということにすれば、見る人も分かるでしょうし、委員長が言われたように市民の了解を得る努力をしながら、とかを付け加えていただければと思います。

表現上の問題なので、お任せをします。

委員長 事務局に確認させていただきたいのですが、3-(2)の意見で、直営を委託にするのは大宮の処分場で、開設日数を減らすのは久美浜の処分場になりますが、こういった場合は、固有名詞を挙げてても十分にメッセージが伝わるものなのでしょうか。

固有名詞を明記したほうが分かりやすくなるのでしょうか。

事務局 外部評価結果の意見の中でということでしょうか。

委員長 はい。

所管部局はこの内容でよく分かると思いますが、ほかの方に対しては、分かりやすく固有名詞が入っていたほうが良いのでしょうか。

事務局 どちらでも構わないと思われまますが、固有名詞を出さないほうがハレーションは起きにくいのかなと思います。

どこの処分場かというのは、分かるとは思いまます。

委員 私は、明記したほうが、いろいろな面で考えていかれることになるので良いと思いまます。

私も市民ですが、委員会で議論をするまで分かりませんでした。

そういったことも市民に分かっていただいたほうが、計画を立てやすくなるのではないかと思いまます。

どこがどうなのか、今後の方向が見えることが必要かなと思いまます。

委員長 両方の兼ね合いがあると思いまます。

昨年度の報告書でも、いくつかの施設について固有名詞を出した意見がありましたので、今年もそれでも良いのかなと思ったりした次第です。

分かっている人には良く伝わりますが、一般の人が見た際に、何のことを言っているのかが分からないという部分があります。

事務局 開設日数の違いは議会でも話題になっており、久美浜の処分場であること

は明らかになっています。

直営方式を委託方式に切り替えるという部分については、どちらでも構わないかと思います。

委員長 では、大宮処分場が直営方式であるのを委託方式に切り替えたり、久美浜処分場の開設日数がほかより多いのを減らしたりするとしてはどうでしょうか。

ほかの委員さんの意見はどうでしょうか。

委員 そこまでは書かなくてもよいと思います。

委員 どちらでも良いと思います。

委員長 それでは、固有名詞は明記せず、案をそのまま生かす形としましょう。

## ● 外部評価結果（案）の確認（第5回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

委員長 2の事業構成については、これで良いでしょうか。

所管部局からは、いろいろな事業を行っていますということでしたので、そういった事業も施策評価調書に記載してくださいということでした。

特によろしいでしょうか。

では、次に4の歳出抑制についてです。

先ほど、事務局から説明がありましたが、私からも説明させていただきま

す。  
修正前の外部評価結果（案）では、この施策は、ごみ・廃棄物対策なのに、生ごみリサイクルについて、場合によっては止めるよう言っているよう読み取れましたので、委員会の意見としては、そこには踏み込まないというスタンスでした。

あくまで、歳出抑制につながらないのであれば、ごみ・廃棄物対策の施策の中で、しっかり歳出抑制策を考えていただきたいということを言っています。

次に（1）の提案についてですが、本日の別の施策の再ヒアリングでも、実際にはやっているのに、やっていないかのように記載されるのは心外だ、という部分が当然ありますので、こういった書き方に変わったということ

す。

いかかでしょうか。

委員長 次回も、細かい文言レベルでは変えることも可能ですので、これで良しと  
しましょう。